

第六次  
三股町行政改革大綱(案)

平成 27 年 月  
宮崎県三股町

# 目 次

<b>第1章 改革の必要性</b> . . . . .	<b>1</b>
1. これまでの取り組み	
2. 社会情勢と本町の財政状況	
3. 改革継続の必要性	
<b>第2章 基本方針</b> . . . . .	<b>4</b>
1. 改革の基本的な考え方	
2. 具体的取り組み	
(1) 町民の視点に立った質の高い行政サービスの向上	
(2) 効率的・効果的な行政運営	
<b>第3章 行政改革の推進</b> . . . . .	<b>5</b>
(1) 推進期間	
(2) 進行管理	
<b>第4章 実施計画書</b> . . . . .	<b>6</b>
1. 町民の視点に立った質の高い行政サービスの向上	
① 協働のまちづくりの推進	
② 町民サービスの向上	
③ 情報公開の推進	
④ 人材育成の推進・確保	
2. 効率的・効果的な行政運営	
① 健全な財政運営	
② 町有施設の適正な運営	
③ 組織・機構の見直し	
④ 定員、人員管理及び給与の適正化	

## 第1章 改革の必要性

### 1. これまでの取り組み

本町はこれまで、社会情勢の変革に伴い、昭和61年度を初年度とする第一次行政改革を皮切りに、数回にわたる「行政改革大綱」を策定しながら、時代に即応した行政運営に努めてきました。

区 分	実施期間	改 革 の 概 要
第一次行政改革	昭和61年度～	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務事業の見直し</li><li>・ 組織・機構の簡素・合理化</li><li>・ 給与の適正化</li><li>・ 定員管理の適正化</li><li>・ 民間委託・OA化等事務改善の推進</li><li>・ 公民館等公共施設の設置及び管理運営の合理化</li></ul>
第二次行政改革	平成7年度 ～ 平成10年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務事業の見直し</li><li>・ 時代に即応した組織・機構の見直し</li><li>・ 定員管理及び給与の適正化の推進</li><li>・ 行政の情報化の推進</li><li>・ 会館等公共施設の設置及び管理運営</li><li>・ 行政改革の進行管理</li></ul>
第三次行政改革	平成11年度 ～ 平成15年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務事業の見直し</li><li>・ 時代に即応した組織・機構の見直し</li><li>・ 定員管理及び給与の適正化</li><li>・ 行政の情報化推進</li><li>・ 公正の確保と透明性の向上</li><li>・ 会館等公共施設の設置及び管理運営</li><li>・ 公共工事関係</li><li>・ 行政改革大綱の進行管理</li></ul>
第四次行政改革	平成16年度 ～ 平成20年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務事業の見直し</li><li>・ 組織・機構の見直し</li><li>・ 定員管理及び給与の適正化</li><li>・ 健全な行政運営の確立</li><li>・ 行政の情報化推進</li><li>・ 住民参加の促進と開かれた町政の推進</li><li>・ 行政改革大綱の推進期間と進行管理</li></ul>

区 分	実施期間	改 革 の 概 要
集中改革プラン	平成 17 年度 ～ 平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務・事業の再編・整理、廃止・統合</li> <li>・ 民間委託等の推進</li> <li>・ 組織・機構の見直し</li> <li>・ 定員管理及び給与の適正化</li> <li>・ 健全な行政運営の確立</li> <li>・ 行政の情報化推進</li> <li>・ 住民参加の促進と開かれた町政の推進</li> <li>・ 経費節減等の財政効果</li> </ul>
第五次行政改革	平成 22 年度 ～ 平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の参画と協働の推進</li> <li>・ 元気なまちづくりの推進</li> <li>・ 組織・機構の見直し</li> <li>・ 便利で分かりやすいサービスの提供</li> <li>・ 自主財源の確保</li> <li>・ 歳出抑制に向けた事務事業の整理・合理化</li> <li>・ 職員の意識改革と人材育成の推進</li> </ul>

## 2. 社会情報と本町の財政状況

近年の自治体を取り巻く環境は、国、地方を通じた財政状況の悪化、少子高齢化の進行、地方分権の進展など、大きくかつ急激に変化しています。

本町は、恵まれた立地条件や豊かな自然環境、良好な居住環境などにより、人口が増加してきましたが、国全体においてはすでに人口減少時代に入り、今後加速度的に進んでいくことが見込まれており、将来的にこのままでは、本町においても人口減少やそれに伴う地域活力が失われていくと予想されています。

このような中、国においては、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するために、まち・ひと・しごと創生に取り組むこととし、本町においても、人口減少や地方創生に積極的に取り組んでいく必要があります。

本町の財政状況は、これまでの財政健全化の取り組みにより健全な状況にはあるものの、町税収の伸び悩みや地方交付税の減額など歳入が限られる一方で、歳出は義務的経費である社会保障関係経費が右肩上がりに増加し、また町有施設の老朽化に伴う大規模な改修改築の発生が予想されており、このままでは財政の硬直化が進み、少子高齢化対策や雇用創出対策など多種多様化する町民ニーズすべてを行政が対応することが難しくなっています。

### 3. 改革継続の必要性

- (1) このような大変厳しい社会経済状況の中で、本町が今後とも、住民に真に必要な行政サービスを提供しつづけ、活力ある町政を継続していくためには、時代の流れを的確に捉え、将来を見据えた地域経営が担えるよう、引き続き改革に取り組んでいく必要があります。
- (2) 住民活動を担う団体の育成や活動を支援する仕組みを進め、町民との協働体制を確立するとともに、行政情報を積極的に公開することにより、公正の確保と透明性の向上を図る必要があります。

以上のことから、平成26年3月で推進期間が終了する現「三股町行政改革大綱」での基本的な考え方や取り組みを引き継ぎ、さらなる努力を行い、時代に即した取り組みを進めていくうえでの新たな指針として、ここに「第六次行政改革大綱」として策定することとします。

## 第2章 基本方針

### 1. 改革の基本的な考え方

これまで、「事務・事業の再編・整理、廃止・統合」「民間委託等の推進」「組織・機構の見直し」「定員管理及び給与の適正化」「健全な財政運営の確立」などの様々な行財政改革に取り組んできました。

これまでの改革により経費削減や人員削減など行政のスリム化に一定の成果を挙げてきており、引き続き継続して適正に推進していく必要がありますが、今後は、限られた予算や人材などを有機的に結びつけ、迅速性、的確性、実効性を追求し、町民の満足度を高める町民の視点に立った質の高い行政サービスを向上させていくことを主眼とした取り組みを進めていきます。

現在の厳しい財政状況など急激な環境の変化に対応するには、更なる取り組みも必要ですが、行政だけの取り組みにも限界があります。今後は、町民、民間そして行政の役割分担への意識改革を進め、自分たちでできることは自分たちで取り組み、地域で取り組めることは地域で、地域で協力してもできないことは行政が取り組むといった「自助」「共助」「公助」を新たな基本理念として推進していきます。

### 2. 具体的取り組み

#### (1) 町民の視点に立った質の高い行政サービスの向上

- ① 行政と町民との役割を明確にし、行政と町民がともに考え行動する協働を基本とした町民主役のまちづくりを推進します。
- ② 来庁者の適切な対応、要望・意見などへの迅速な処理を行うため、事務の簡素化や処理時間の短縮を図るなど、窓口改善・サービス向上を行います。
- ③ 住民に行政情報を積極的に提供します。
- ④ 職員資質の向上を図るための研修などや人事交流などを通して、多様化・高度化する町民ニーズに即応できる人材の育成を図ります。

#### (2) 効率的・効果的な行政運営

- ① 町税等徴収対策の強化、ふるさと納税の推進、国県等の補助制度の活用などにより、健全な財政運営に努めます。
- ② 町有施設の長寿命化計画を策定し、計画的な修繕など適正な管理に努めます。
- ③ 新たな行政課題や多様化する町民ニーズに的確に対応する組織運営を目指します。
- ④ 社会情勢を見極めながら、定員管理の適正化と給与制度の適正な運用を行います。

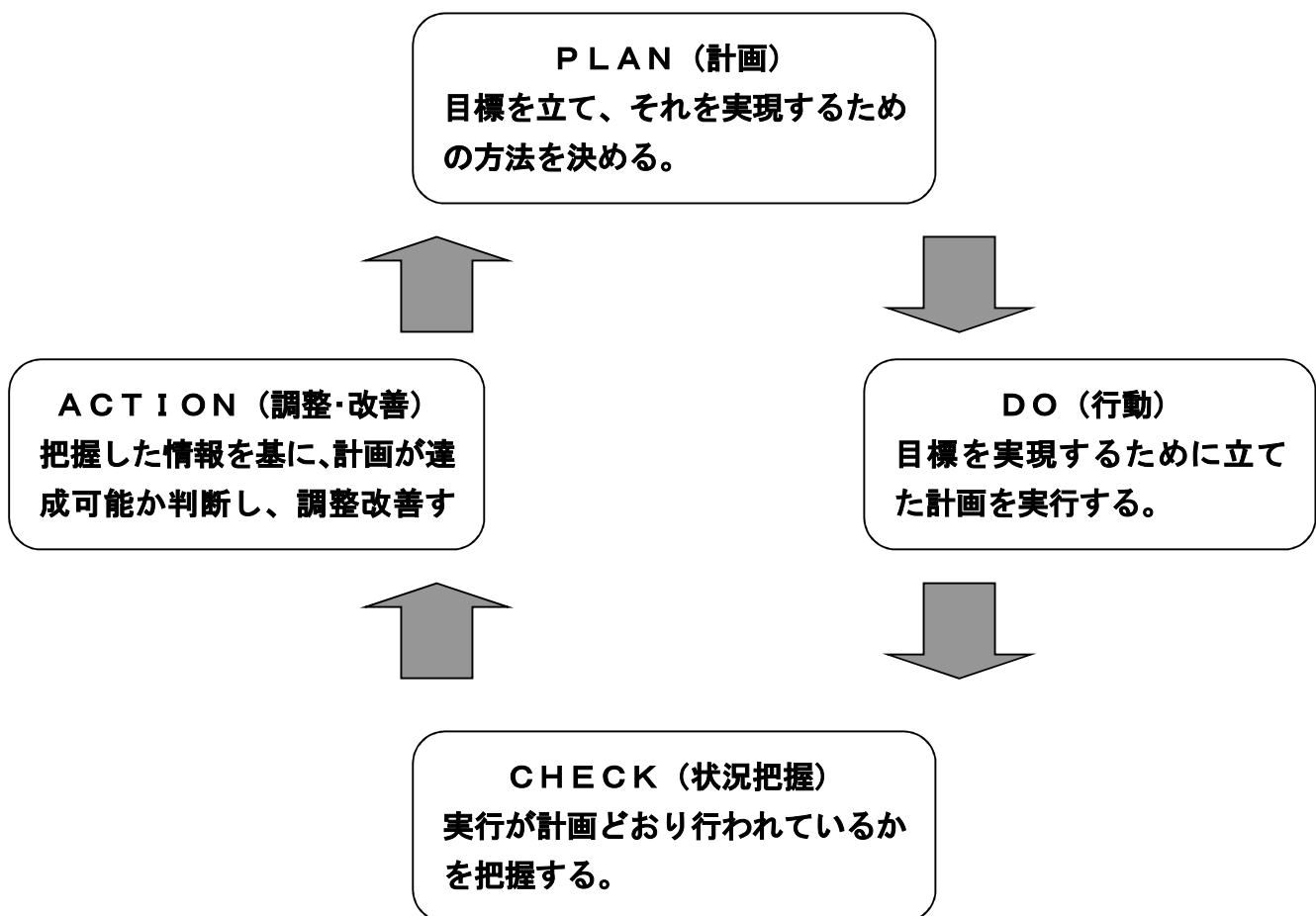
### 第3章 行政改革の推進

#### 1. 推進期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

#### 2. 進行管理

行政改革大綱の進行管理は、町長を本部長とする三股町行政改革推進本部で行い、町民の意見を反映させるために、その進捗状況を町公式サイトや広報などを通じて公表します。また、PDCAサイクルにより着実な推進を行います。



## 第4章 実施計画

基本方針に基づき、具体的に改革を実施していくに当たって、次の項目を柱とし、29の推進項目に取り組んでいきます。

### 1. 町民の視点に立った質の高い行政サービスの向上

#### (1) 協働のまちづくりの推進

1	地域コミュニティの強化
2	パブリックコメント制度の積極的活用
3	各種委員会への女性委員等の積極的登用
4	審議会・委員会等の委員公募の推進

#### (2) 町民サービスの向上

5	窓口サービスの充実
6	公共施設予約の検討
7	各種申請書等のホームページの掲載
8	民間委託・指定管理者制度の推進

#### (3) 情報公開の推進

9	ホームページ等による町政情報の積極的提供
10	情報公開制度の適正な運用
11	個人情報保護制度の適正な運用

#### (4) 人材育成の推進・確保

12	人材育成・人事交流の推進
13	職員研修制度の充実
14	職員提案制度の実施



## 2. 効率的・効果的な行政運営

### (1) 健全な財政運営

15	財政健全化の推進
16	町税等徴収対策強化
17	ふるさと納税の推進
18	国県等の補助金の積極的活用
19	公有財産の計画的処分
20	補助金の見直し・縮減
21	事務事業の外部評価制度の推進

### (2) 町有施設の適正な運営

22	町施設の長寿命化と計画的な修繕
23	公文書等の管理方法の見直し
24	受益者負担の適正化

### (3) 組織・機構の見直し

25	効率的で分かりやすい組織機構の確立
26	積極的な権限委譲への取り組み

### (4) 定員、人事管理及び給与の適正化

27	給与制度の適正運用
28	適正な人員、人事管理の実施（職員・委託職数の公表）
29	多様な任用形態による人材の活用